

別紙5 消防高浜分署設計要領

「官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）」を踏まえ、各項目について所定の性能を確保し、バランスの取れた合理的かつ機能的な施設設計を行うこと。特に規定のない場合は、公共住宅建設工事共通仕様書を参考にすること。

なお、本施設設計要領は消防高浜分署の最低限の水準を示したものであり、事業者による提案において、当該水準を上回る水準を確保し、かつ維持や保守管理運営コスト等の上昇が伴わない提案については、これを制限するものではない。

第1 基本的性能

分野	項目	概要
社会性	地域性	・施設が立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、地域社会への貢献について配慮したものとなること。
	景観性	・施設が立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、周辺環境との調和を図り、良好な景観が形成されること。
環境保全性	環境負荷低減性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替え、破棄も含めた総合的な環境負荷低減が図られること。 ・施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理が図られること。 ・人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコマテリアルの建設資機材が選定されること。 ・施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用が図られ、総合的に環境負荷が低減されること。 ・断熱性能が高く省エネルギー化が庁舎全体で図られていること。
	周辺環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設に伴う周辺地域の生態系へ及ぼす負の影響が低減されること。 ・施設建設に伴う周辺環境へ及ぼす負の影響が低減されること。
安全性	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の地震災害、液状化及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性及び消防庁舎機能が確保されること。 ・火災に対して、人命、財産・情報における耐火、初期火災の拡大防止(防火区画)及び火災時の2方向避難の安全が確保されること。 ・水害に対して、人命の安全性の確保に加え、災害対策活動等に必要な機能の維持や財産、情報の損傷等の防止が図られること。 ・風に対して、人命の安全に加え、構造体、建築非構造部材及び建築設備等の施設の機能確保が図られること。 ・落雷に対して、人命の安全に加え、施設及び通信・情報機器の機能の確保が図られること。 ・常時荷重により構造体に使用上の支障が生じないこと。
	機能維持性	・地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合でも、必要な機能維持が図られること。
	防犯性	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、用途に応じた職員等利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。 ・職員の全員出動時(無人)においてセキュリティが保たれ、かつ非常召集された職員が、個別に庁舎に入館することが可能であること。

利便性	利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保され、移動等が円滑かつ安全に行えること。 ・可動部や操作部の安全性が確保されること。
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。
	室内環境性	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。 ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。 ・用途に応じた温湿度の設定や空調ゾーニングなど必要となる熱環境が確保されること。 ・用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保できること。 ・利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されること。 ・人の動きや設備、交通、風による振動により不快感を与えないよう性能が確保されること。
	情報化対応性	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎としての必要な通信や情報システムに対応し、万全な情報処理機能が確保されること。
経済性	耐用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。 ・社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。
	保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃や点検保守等に維持管理が効率的かつ安全に行えること ・材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。

第2 各室要求水準

ア 主要諸室の機能

各室平面は、極力正形とすることが望ましい。

室名・面積(m ²)	所要機能
執務室 90 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の執務室及び来庁者の対応を行う部屋として利用する。 ・8人体制×2係の合計 16 人が勤務する。 ・(内訳(現在員))1係8人, 2係8人 合計勤務者 16 人 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床は OA フロアとする。 ・執務室は1階とする。 ・来庁者スペースを設け、執務室との間にカウンター(受付)を設ける。 ・4人程度の来庁者用待合スペースを設ける。 ・机の配置は、効率的で明解なレイアウトとする。 ・6人用打ち合わせコーナーを1カ所設ける。 ・壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・執務室内の事務机は、両袖に可動式ワゴンを収納可能なものとする。 ・5人程度の応接セットを設置する。 ・デジタル複合機を設置するスペースを設ける。 ・消防指令システムのモニタ用ディスプレイを設置する。 ・受令機を設置するスペースを設ける。 ・消防救急支援システムを設置するスペースを設ける。 ・高層地区中央監視設備ディスプレイモニタを移設し、設置する。
給湯室 5 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室の給湯室として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室に隣接させる。 ・ミニキッチン及び食器棚を設ける。 ・冷蔵庫を設置するスペースを設ける。
会議室(収納倉庫含む) 90 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室は1階とする。 ・床は OA フロアとする。 ・30 人程度の会議机及び椅子を設置する。
書庫 15 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存簿冊を長期保管する部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書庫は1階が望ましい。 ・ハンドル式集密書棚を設置する。
事務用品倉庫 10 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品等を保管する部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中量棚を設置する。 ・棚間の通路は、1m程度確保する。
食堂 75 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の食堂及び休憩室として利用する。

	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂は2階とする。 ・一度に10人程度が利用可能な計画とする。 ・個人物品を収納できる棚を設ける。 ・厨房設備を設ける。 ・可動間仕切り等により区画できる畳敷きの休憩スペースを設け、災害時に一度に8人程度仮眠できる臨時仮眠室として利用できるようにする。 ・押入れを設ける。 ・食器棚、家電用収納棚を設置する。 ・冷蔵庫を設置するスペースを設ける。 ・手洗い設備を設ける。
<p>男性職員用仮眠室 30㎡×2室</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の仮眠室として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員用仮眠室は2階とする。各室ごとの遮音性を確保すること。 ・個室対応ではなく、1室に4ブースを備える。 ・各ブースにベッドを設ける。 ・各室ごとの遮音性を確保すること。 ・各ブースの配置は、冷暖房効率に配慮した計画とする。 ・各ブースに衣服掛け2ヶ所及びアーム式照明を設ける。 ・遮光カーテンを設ける。 ・通路に、センサー式のダウンライトを設ける。 ・各ブースは、高さ2,000程度のパーテーションで区切る。 ・仮眠室の換気設備は24時間換気とするが、就寝環境へ配慮し、作動音等の静穏なものを利用する。
<p>女性職員用仮眠室等 30㎡</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署女性職員の仮眠室及び更衣室、浴室、トイレとして利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員用仮眠室は2階とする。 ・前室を設ける。 ・2人分の更衣ロッカーを設ける。 ・1ブースを備え、高さ2,000程度のパーテーションで区切る。 ・ベッドを設ける。 ・遮光カーテンを設ける。 ・洗面化粧台を設ける。 ・浴室・脱衣室(脱衣室には脱衣棚を設置)・トイレを設ける。 ・洗濯機を設置するスペースを設ける。 ・出入口は施錠可能とする。 ・仮眠室の換気設備は24時間換気とするが、就寝環境へ配慮し、作動音等の静穏なものを利用する。
<p>職員用個人物品保管庫 30㎡</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の個人物品保管庫として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員用個人物品保管庫は2階とする。 ・男性職員用仮眠室に隣接する。 ・中量棚を設ける。 ・棚間の通路は、1.3m程度確保する。
<p>浴室・脱衣室 (男性用) 15㎡</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の浴室として利用する。

	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室・脱衣室(男性用)は2階とする。 ・ユニットバス(男性用)及びユニットシャワー2台を設ける。 ・上記、ユニットバス(男性用)及びユニットシャワーそれぞれに脱衣室を設け、脱衣棚を設置する。
ロッカールーム 35 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署職員のロッカーとして利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカールームは2階とする。 ・16人分ロッカーを設置する。 ・蓋つき下足箱を設ける。
トレーニングルーム 35 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のトレーニングルームとして利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング機材の荷重に耐える仕上げとする。
洗濯室及び洗濯干場 15 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動服等の洗濯及び乾燥をする部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯室は2階とする。 ・洗濯干場は、周囲から見えないようにする。 ・衣類用の洗濯機2台及び乾燥機2台を設置するスペースを設ける。 ・衣類や物品等を収納する棚を設ける。
洗面所 10 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署職員の洗面室として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面所は2階とする。 ・一度に3人程度が利用可能な計画とする。 ・洗面用具等を収納する棚を設ける。
受付(執務室と兼ねる)	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の受付対応を行う。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室は1階とし、執務室から車庫等の監視及び受付を兼用する。また、インターホン等を設置する。 ・職員の緊急出動時に施設が無人になった際に、来庁者が本部へ連絡できる通話装置を設ける。
玄関ホール	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎入口付近に施設名・消防紋章を設ける。 ・庁舎案内板等を設け、庁舎の玄関として相応しい空間とする。 ・インフォメーションボードを設ける。
職員用玄関	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者との動線を考慮して設ける。 ・デンキーロック式錠を設け、オートロックとする。

階段・廊下	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の緊急出動の動線と、来庁者の動線を区別し、事故防止に配慮する。 ・緊急出動時に出動しやすい構造とする。 ・出動動線の階段及び廊下は、滑りにくい仕上げとする。 ・来庁者の目に付きやすい位置に掲示板(マグネット式)を設ける。 ・仮眠室前の廊下には、個人物品収納棚を設ける。 ・1階廊下に来庁舎も利用できる自動販売機を設置するスペースを設ける。
便所	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各階の人員規模に応じた数とする。(男女別) ・多目的トイレ(オストメイト・ベビーシート等設置)を設ける。
<p>車庫 230 m² (W16m、L 14m 以上とする。)</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配備予定車両(緊急車両4台・一般車両1台)を駐車する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の迅速な出動に配慮した計画とする。 ・車両への乗り込みが迅速に行えるように適切な間隔で車両を駐車できる計画とする。車両間は、ドアの開閉に支障のない間隔とし、車両と壁、柱などの間隔は作業等に支障のない間隔を確保する。また、天井高は車両の上部(概ね車両高にプラス 1.5m)での作業に支障のない高さを確保する。 ・救急車後部は、ストレッチャーの出し入れに支障のないものとする。 ・車両の排気ガス対策として、排気ガス浄化・排出システム(緊急車両4台分)を設ける。なお、将来の車両の大型化等、配置換えに対応できる計画とする。 ・床は、滑りにくい仕上げとする。また、消防車両の荷重に耐える仕上げとする。 ・適宜水勾配をとり、車庫内に排水溝を設ける。 ・オーバースライディングシャッターを設ける。シャッターは、透過性のある仕上げ(半透明)として外から車両を視認できるものとする。 ・防犯センサーを設ける。 ・給湯栓及び流し台を設ける。 ・消防車及び救急車の充電用ケーブルを接続できる電源コンセントを各車レーンの左右に2か所以上設ける。 ・天井高による余剰スペースを収納等に活用することは差支えないが、収納物が地震等で落下しない構造とする。 ・一般車両等は消防車両の後部に縦列配置としても差支えない。
<p>出動準備室 30 m²</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害出動時に防火衣等を着装する部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫に隣接させ、緊急車両への出動線に配慮する。 ・指令端末装置及び地図等を確認するテーブルを設ける。 ・携帯用無線機を充電し設置できる棚を設ける。 ・2名用回転式防火衣収納ロッカー10台を設置する。 ・各ロッカーの前に 1.5m程度(対面する場合は 2.5m程度)の着装スペースを設ける。
資機材庫	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用及び車両用の資機材を保管する部屋として利用す

50 m ²	<p>る。</p> <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材庫は1階とする。 ・車庫から直接出入りできる動線を確認する。 ・車両への資機材の出し入れに配慮した位置に設ける。 ・ホース収納棚、タイヤ棚及び資機材棚を設ける。 ・棚間の通路は、1.3m程度確保する。
救急資機材庫 10 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急活動用資機材を保管する部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急資機材庫は1階とする。 ・車庫から直接出入りできる動線を確認する。 ・救急車への資機材の出し入れに配慮した位置に設ける。 ・収納棚を設ける。 ・棚間の通路は、1m程度確保する。
救急消毒室 20 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急活動で汚染された衣類及びストレッチャー等の資機材の洗浄を行う部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急消毒室は1階とする。 ・車庫から直接出入りできる動線を確認する。・救急車のストレッチャーを出し入れしやすい位置に設ける。 ・車庫側出入口には足入れセンサー付き自動スライドドアを設ける。 ・洗濯機1台を設置するスペースを設ける。 ・殺菌灯を設ける。 ・床は容易に水で流せる仕上げとし、中央に排水溝を設ける。 ・シャワー水栓を設け、汚染された資機材を洗い流すことができるスペース(内寸 W2000×D850)を設ける。 ・自動手指消毒器、滅菌エアタオル、自動手指洗浄消毒器、自動うがい器、汚物流し(自動水栓付き)、洗濯流し、台付二槽シンク、食器乾燥器及び点滴処置台を設ける。 ・手洗い場の水栓金具はセンサー式とする。 ・オゾン除染システムを設ける。
洗濯室 20 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火衣の洗濯及び乾燥をする部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階車庫と隣接する。 ・防火衣専用の洗濯機及び乾燥機を設置する。 ・防火衣専用の洗濯機及び乾燥機の電源のための、200V 配管を設ける。 ・給水設備及び排水設備を設ける。
高圧ガス充填室・ボンベ保管庫 (資機材倉庫に兼ねることは可とする) 10 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気呼吸器用ボンベに圧縮空気を充填する部屋として利用する。 ・ボンベ保管庫として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備を設ける。 ・空気の充填設備を設置する。 ・ボンベ収納棚を設ける。 ・給水設備及び排水設備を設ける。

機械室等 10 m ²	【用途】 ・庁舎の給排水・空調設備等の設置スペース。 【機能】 ・機器の搬出入やメンテナンス等に配慮した計画とし、2階以上に設置する。 ・防音に配慮する。 ・設備機器の種別に応じ、必要な機器の性能等を確保した上で、屋上に設置する計画でも可とする。
水難救助用ボート庫 40 m ²	【用途】 ・水難救助用のボートを保管できるスペース。 【機能】 ・1階車庫に隣接する。 ・水難救助用のボートを保管できるスペースとして、幅4.5m、奥行8.5m以上を確保する。

イ 外構等の機能

(ア)消防関連スペース・特殊施設等

施設名	要求水準
車両転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・車両が入庫するためのスペースは、施設計画に記載のとおりとする。 ・車両の荷重に耐える舗装とする。 ・適宜水勾配をとり、排水溝を設ける。
自家発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の搬出入やメンテナンス等に配慮した計画とし、2階以上に設置する。 ・防音に配慮する。 ・情報通信システムについては、停電時も常に稼働するものとする。 ・照明システムについては、停電時に最低1/2程度の照度を確保する。 ・災害時の電力供給時間の延長、平常時の省エネへ配慮する等、太陽光発電設備等と連携したシステムの提案も可とする。
自家発電設備用燃料タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク室構造とし、危険物施設と同等の安全基準を遵守する。 ・自家発電設備の燃料を貯蔵するタンクとして、自家発電設備が連続して72時間以上稼働できる容量を確保する。 ・燃料補給が容易にできるよう配慮する。 ・貯蔵及び取扱量は、危険物指定数量以下とする。 ・自家発電設備が安定確実に作動できるよう、貯蔵燃料の循環も含め維持管理に配慮した設備とする。
車両出動表示灯	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急出動時の事故防止のための注意喚起設備として設置し、前面道路から確認できる大型の車両出動表示灯及び赤色灯を設ける。 ・上下線どちらの車両に対しても事故防止が図られる計画とする。
訓練スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・車両転回スペースと兼ねることができる。 ・ホースリフター(ホイスト)を設置する。
喫煙スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・風雨をしのげる箇所に設置する。

(イ)駐車場・駐輪場・ごみ置場等

施設名	要求水準
来庁者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の利用しやすい位置に、普通乗用車2台程度(身体障害者用駐車場を含む)を白線で明示する。 ・はしご車が点検及び訓練できるスペースを含めてよい。・道路か

	らの進入路は、緊急車両と区別する。
来庁者用駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の利用しやすい位置に、来庁者用の駐輪場を設ける。 ・自転車が10台程度駐輪できる屋根付とする。
職員用駐輪場(来庁者用駐輪場を含めてよい)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の利用しやすい位置に設ける。 ・自転車及びバイクが10台程度駐輪できる屋根付とする。
ごみ置場・リサイクル庫	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ、カン、ビン、ペットボトル、生ごみ及び不燃ごみ等を区分して置くための物置タイプのごみ置場を設ける。 ・職員及びゴミ回収車が利用しやすい位置に設ける。 ・職員以外(周辺住民など)がごみを捨てることがないよう工夫する。 ・詳細は、市市民生活部収集事業課と協議の上、定めること。

(ウ) 掲示板・案内板等

施設名	要求水準
掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・防火ポスター等の掲示を可能なものとし、人目につきやすい位置に設ける。 ・掲示部分は、縦1.0m、横3.0m程度とする。
施設案内看板等	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の入口付近に施設名等を表示した看板及び消防署徽章等を設ける。 ・一般車両進入禁止部分に看板等を設ける。 ・来庁者駐車場に看板等を設ける。
国旗掲揚ポール	<ul style="list-style-type: none"> ・国旗掲揚のためのポール(7m程度)を2基設ける。 ・屋上に設置することも可とする。

(エ) その他外構施設

施設名	要求水準
困障・植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線部分には、地先境界ブロック等を設置し、植栽による柔らかな困障を形成する。 ・敷地の出入口部分は、門扉等は設けずオープンとする。 ・緑化率等の基準に基づく計画とし、緊急車両の出動時の視認性や訓練等に影響を与えないよう配慮する。 ・植栽は、樹木等の成長に支障がないよう配慮するとともに、維持管理等を考慮した樹種の選定を行う。
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・構内通路や建物周囲など、設置場所に応じた機能を有する舗装とする。 ・車両の荷重に耐える舗装とする。